株主各位

東京都港区芝浦一丁目1番1号株式会社NJS 代表取締役社長村上雅亮

第67回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第67回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席 くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年3月23日(木曜日)午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- **1. 日 時** 平成29年3月24日(金曜日)午前10時
- 場 所 東京都港区芝浦一丁目1番1号
 浜松町ビルディング 14階 当社会議室
- 3. 目的事項
 - 報告事項 1. 第67期 (平成28年1月1日から平成28年12月31日まで) 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2. 第67期 (平成28年1月1日から平成28年12月31日まで) 計算 書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役1名選任の件

第3号議案 監査役2名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス http://www.njs.co.jp)に掲載させていただきます。

(提供書面)

事 業 報 告

(平成28年1月1日から) 平成28年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期の日本経済は、消費の低迷など弱さも見られるものの全体として緩やかな回復基調で推移しました。また、年後半には、米国の景気回復期待が高まり、株価が活性化し為替も円安に振れました。

水と環境のコンサルタントを取り巻く事業環境に関しては、上下水道事業の中心課題が建設から管理運営に移行する中で、既存施設の調査及び改築更新に関する業務、事業経営の効率化・透明化に向けた業務、地震対策・浸水対策等の災害関連業務のニーズが高まり、堅調に推移しました。当社グループは、水と環境に関する総合的な技術力、上下水道事業をサポートする各種情報システム、先進的な災害対策技術等により、これらの事業ニーズに積極的に対応してまいりました。

この結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、連結受注高は13,363百万円(前連結会計年度比22.0%減)、連結売上高は16,402百万円(同8.1%減)となりました。

利益面では、営業利益は774百万円(同58.7%減)、経常利益は835百万円(同55.9%減)となりました。

また、親会社株主に帰属する当期純利益は、当社が設計した施設の地盤沈下対策工事費用の当社負担額を損害補償損失引当金繰入額に計上したこと等により、314百万円(同67.7%減)となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりです。

(国内業務)

国内事業については、ストックを活用した効率的な改築更新業務、企業会計移 行及び経営支援業務、施設の耐震化業務、雨水対策業務、低炭素社会形成業務等 に取り組んでまいりました。

この結果、受注高については指名停止の影響により8,630百万円(前連結会計年度比38.7%減)、売上高は11,664百万円(同5.4%減)、営業利益は1,103百万円(同35.1%減)となりました。

(海外業務)

海外事業については、新興国における水インフラの整備や運営能力構築のニーズに対応し、アジア、中東、アフリカ、中南米等を中心にグローバルに展開してまいりました。

この結果、受注高はイラク国バスラ上水道整備事業等の大型案件を受注したことにより4,733百万円(前連結会計年度比54.2%増)となりました。売上高は4,642百万円(同14.6%減)となり、利益面ではリビア、オマーン、インドのプロジェクトにおいて将来の採算悪化を考慮して引当金を計上したことにより、397百万円の営業損失(前連結会計年度は営業利益95百万円)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中における重要な事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中の資金調達はありません。

(4) 財産及び損益の状況

区	分	_	年 度	第64期 (自. H25. 1.1 至. H25. 12. 31)	第65期 (自. H26. 1.1 至. H26. 12. 31)	第66期 (自. H27. 1.1 至. H27. 12. 31)	第67期 (自. H28. 1.1 至. H28. 12. 31)
受	注	高	(百万円)	18,149	19,208	17,139	13,363
売	上	高	(百万円)	15,159	14,859	17,849	16,402
経	常利	益	(百万円)	965	1,375	1,892	835
親会当	注社株主に帰属 期 純 利		(百万円)	513	538	974	314
1 棋	ま当たり当期 網	柏益	(円)	52.65	55.26	99.93	32.27
総	資	産	(百万円)	20,972	22,128	22,381	22,752
純	資	産	(百万円)	15,919	16,243	16,435	16,199
1 杉	株当たり純資	産額	(円)	1,633.11	1,666.35	1,686.03	1,661.89

⁽注) 第67期の営業成績の状況につきましては、前記の「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

①重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議決権比率	主要な事業内容
株式会社NJS・E&M	100百万円	100%	上下水道事業体の運営管理支援業務、上下水道会計処理業務・工務 窓口業務、施設管理業務
株式会社NJSコンサルタンツ	400百万円	100%	主に海外における上下水道事業、 環境その他の総合コンサルティン グ業務
株式会社NJSデザインセンター	10百万円	100%	フィリピン国におけるCADによる 設計図などの作成業務
オリオンプラントサービス株式会社	30百万円	100%	公共施設向け電気設備全般の設計 業務
NJS CONSULTANTS, INC.	800千米ドル	100%	米国における情報収集業務
B&E ENGINEERS	507千米ドル	100%	米国における都市開発などのコン サルティング業務
NJS CONSULTANTS (OMAN) , L.L.C.	100千 オマーンリアル	100%	オマーン国における上下水道事業、 環境その他の総合コンサルティン グ業務
CONSORCIO NJS-SOGREAH S.A.	1,000千 コロン	100%	コスタリカ国における環境改善事業、上下水道事業、その他の総合 コンサルティング業務
NJS ENGINEERS INDIA PVT.LTD.	30,100千 インドルピー	100%	インド国における上下水道拡張計画、水環境改善事業、その他の総合コンサルティング業務

- (注) 1. NJS CONSULTANTS (OMAN), L.L.C.、CONSORCIO NJS-SOGREAH S.A.及び NJS ENGINEERS INDIA PVT.LTD.は当社の子会社である株式会社NJSコンサルタンツ が100%出資しております。
 - 2. B&E ENGINEERSはNJS CONSULTANTS, INC.が100%出資しております。
 - 3. 株式会社NISデザインセンターは現在清算中であります。
 - ②事業年度末における特定完全子会社の状況 該当事項はありません。

(6) 対処すべき課題

インフラを整備するだけでなく総合的にマネジメントする時代にあっては、コンサルタントが対応する領域が拡大しその責任は重くなります。さらに新しい領域における技術とノウハウの構築が必須となります。

新しい事業環境に対応した課題は次のとおりです。

- ① 技術開発の推進:ICTやIoTによる管理高度化を目的として、センシング技術、解析技術、リアルタイム制御技術等の開発を推進します。また、多様な機関との連携による技術開発や市場開拓を進めます。
- ② 品質管理の強化:業務の高度化と規模拡大に対応して品質管理の強化を図ります。日常管理、レビュー管理、チームによる管理を推進します。
- ③ 人材育成の強化:基礎技術力、構想力、コミュニケーション力を重視した人材育成を推進します。OJTをベースにし、社内研修の充実、業務環境の改善を図っていきます。
- ④ ダイバーシティ経営の推進:多様な人材が活躍し能力発揮できる会社を目指します。このため、長時間労働を解消し、ワークライフバランスを推進します。
- ⑤ コンプライアンス経営の推進:あらゆる事業活動においてコンプライアンス を最優先の価値観として堅持し、公正な事業活動に徹します。
- ⑥ CSR経営の推進:企業の持続的成長には社会との良好な関係が欠かせず、さらに持続可能な社会の実現が欠かせません。水と環境のコンサルタントとしての特性をいかして社会的責任を果たしてまいります。

(7) 主要な事業内容(平成28年12月31日現在)

日本国内及び海外で次の事業を行っております。

- ① 上水道、工業用水道、下水道、河川、農業用排水、廃水処理施設の調査、計画、設計、監理及び診断業務並びに付随する測量・地質業務
- ② 廃棄物処理施設の調査、計画、設計業務及び付随する測量・地質業務
- ③ 建築物の計画、設計及び耐震診断業務
- ④ システム開発業務(最適投資計画システム、下水管渠自動設計システム、水 道及び下水道台帳システム)
- ⑤ 河川・湖沼・海域の汚濁解析業務
- ⑥ 環境アセスメント及びテクノロジーアセスメント業務
- ⑦ 水質、大気、臭気、振動、音、熱に関する調査分析業務
- ⑧ 他会社に対する投資及び会社設立の発起人となること
- ⑨ 不動産の賃貸、売買及び管理

(8) 主要な営業所及び工場(平成28年12月31日現在)

当社本社・支店等

本社 東京都港区芝浦一丁目1番1号

研究所 経営工学研究所 (東京都港区)

支社・事務所 東部支社 (東京都港区)

東京総合事務所(東京都港区) 札幌事務所(北海道札幌市) 仙台事務所(宮城県仙台市) 関東事務所(埼玉県さいたま市) 千葉事務所(千葉県千葉市) 横浜事務所(神奈川県横浜市) 長野事務所(長野県長野市) 静岡事務所(静岡県静岡市) 名古屋総合事務所(愛知県名古屋市) 北陸事務所(石川県金沢市)

その他出張所23箇所

西部支社(大阪府大阪市)

大阪総合事務所(大阪府大阪市) 広島事務所(広島県 広島市) 松山事務所(愛媛県松山市) 九州総合事務 所(福岡県福岡市)

その他出張所26箇所

主要な子会社

株式会社NJS·E&M

本社 東京都港区芝浦一丁目1番1号

株式会社NISコンサルタンツ

本社 東京都港区芝浦一丁目1番1号

現地機構 マニラ事務所 (フィリピン国) リマ支店 (ペルー国)

コロンボ事務所 (スリランカ国) デリー事務所 (インド

国) オマーン事務所(オマーン国) ドバイ事務所(ア

ラブ首長国連邦)

株式会社NJSデザインセンター

本社 東京都港区芝浦一丁目1番1号

オリオンプラントサービス株式会社

本社 東京都台東区蔵前二丁目4番5号

NJS CONSULTANTS, INC.

米国アルカディア市

B&E ENGINEERS

米国アルカディア市

NIS CONSULTANTS (OMAN), L.L.C.

オマーン国マスカット市

CONSORCIO NIS-SOGREAH S.A.

コスタリカ国サンホセ市

NIS ENGINEERS INDIA PVT.LTD.

インド国プネー市

(注)株式会社N I S デザインセンターは現在清算中であります。

(9) 従業員の状況(平成28年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従	業	員	数	前連結会計年度末比増減
		710名		一 名

② 当社の従業員の状況

従	業	員	数	前	期	末	比	増	減	平	均	年	齢	平	均	勤	続	年	数
	448名						2	2 4	Š			42.4	歳				15	5.0£	Ē

(10) 主要な借入先の状況(平成28年12月31日現在)

借入金はありません。

2. 会社の株式に関する事項(平成28年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 32,000,000株

(2) 発行済株式の総数 10,048,000株 (自己株式300,078株を含む)

(3) 株主数 4,084名

(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本ヒューム株式会社	3,420千株	35.1%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	741千株	7.6%
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	268千株	2.8%
株式会社みずほ銀行	248千株	2.5%
N J S 社 員 持 株 会	190千株	2.0%
株式会社ジェー・イー・シー	184千株	1.9%
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	97千株	1.0%
明治安田生命保険相互会社	96千株	1.0%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	87千株	0.9%
東京海上日動火災保険株式会社	64千株	0.7%

⁽注) 1. 当社は自己株式300千株を保有していますが、上記大株主からは除いております。

^{2.} 持株比率は自己株式 (300千株) を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況(平成28年12月31日現在)

	地		位		E	E	â	Ż	担当及び重要な兼職の状況
代	表 取	締	役 社	長	村	上	雅	亮	
常	務	取	締	役	土	田	裕	_	
取		締		役	遠	藤	裕	邦	日本ヒューム㈱取締役
取		締		役	田	中		亮	西部支社長
取		締		役	藤	原	廣	輝	国際事業本部長 (㈱NJSコンサルタンツ代表取締役社長
取		締		役	秋	Щ	暢	彦	開発本部長
取		締		役	光	永		功	東部支社長
取		締		役	吉	原	哲	=	情報管理統括、管理統括、管理本部長
取		締		役	山	田	雅	雄	名工建設㈱監査役、中部大学客員教授、 名古屋市立大学特任教授
取		締		役	小	幡	康	雄	
常	勤	監	查	役	安	田	伸	_	
監		査		役	坂	村		博	旭コンクリート工業㈱取締役副会長
監		査		役	豊	П	直	樹	日本ヒューム㈱専務取締役

- (注) 1. 取締役遠藤 裕邦氏、取締役山田 雅雄氏及び取締役小幡 康雄氏は、会社法第2条第15 号に定める社外取締役であります。
 - 2. 監査役坂村 博氏及び監査役豊口 直樹氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 - 3. 当社は、取締役山田 雅雄氏、取締役小幡 康雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立 役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 4. 取締役安田 伸一氏は平成28年4月20日に開催された第66回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
 - 5. 監査役市川 浩氏及び監査役池田 力氏は、平成28年4月20日に開催された第66回定時株 主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。
 - 6. 監査役安田 伸一氏は、金融機関における企業審査、財務分析及び経営管理の業務経験を 有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、 同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当契約に基づく取締役遠藤 裕邦氏、取締役山田 雅雄氏、取締役小幡 康雄氏、監査役安田 伸一氏、監査役坂村 博氏及び監査役豊口 直樹氏の損害 賠償責任の限度額は、法令が定める金額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

	<u> </u>		分	員	数	報酬等の総額
取 (う	ち	締 社	役 外)		10名 (4名)	166百万円 (25百万円)
監 (う	5 ち	查 社	役 外)		5名 (3名)	36百万円 (17百万円)
合			計		15名	203百万円

- (注) 1. 当事業年度末現在の取締役は10名(うち社外取締役3名)であります。上記員数には、平成28年4月20日開催の第66回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役1名が含まれており、無報酬の取締役1名は除いております。
 - 2. 当事業年度末現在の監査役は3名(うち社外監査役2名)であります。上記員数には、平成28年4月20日開催の第66回定時株主総会終結の時をもって辞任により退任した監査役2名が含まれております。
 - 3. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。 なお、当事業年度における取締役に対する使用人分給与の支給はありません。
 - 4. 取締役の報酬限度額は、平成9年6月27日開催の臨時株主総会決議において年額270百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
 - 5. 監査役の報酬限度額は、平成15年3月27日開催の第53回定時株主総会決議において年額50百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役遠藤 裕邦氏は日本ヒューム㈱の取締役を、監査役豊口 直樹氏は同社の専務取締役をそれぞれ兼務しております。なお、日本ヒューム㈱は、当社の議決権を35.1%保有する大株主でありますが、当社との間に重要な取引関係はありません。

取締役山田 雅雄氏は中部大学客員教授、名古屋市立大学特任教授及び名工建設(株の監査役を兼務しております。当社と各兼務先との間に重要な取引関係はありません。

監査役坂村 博氏は旭コンクリート工業㈱の取締役副会長を兼務しておりますが、当社と兼務先との間に重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

			活 動 状 況
取締役	遠藤裕	邦	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回に出席いた しました。取締役会において、豊富な業務執行経験及び幅広い 見識から適宜発言を行っております。
取締役	安 田 伸	_	平成28年4月20日に退任するまでに開催された取締役会6回 のうち6回に出席いたしました。取締役会において、財務分析 及び経営管理に関する豊富な経験と見識から適宜発言を行って おりました。
取締役	山 田 雅	雄	社外取締役就任後に開催された取締役会9回のうち9回に出席 いたしました。取締役会において、豊富な業務執行経験及び幅 広い見識から適宜発言を行っております。
取締役	小 幡 康	雄	社外取締役就任後に開催された取締役会9回のうち9回に出席 いたしました。取締役会において、豊富な業務執行経験及び幅 広い見識から適宜発言を行っております。
監査役	坂 村	博	当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に出席し、 監査役会14回のうち13回に出席いたしました。取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための 発言を行っております。また、監査役会において、必要な発言 を行っております。
監査役	池田	力	平成28年4月20日に退任するまでに開催された取締役会6回のうち6回に出席し、監査役会5回のうち5回に出席いたしました。取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っておりました。また、監査役会において、必要な発言を行っておりました。
監査役	豊口直	樹	当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に出席し、 監査役会14回のうち13回に出席いたしました。取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための 発言を行っております。また、監査役会において、必要な発言 を行っております。

⁽注) 取締役会の開催回数には書面決議を含んでおりません。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称

東陽監査法人

(2) 報酬等の額

	3	支	払	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額			2	8百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の 利益の合計額			2	8百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表している「会計監査人との連携に関する実務指針」を 踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況及び報酬額の妥当性を検討した結果、 会計監査人の報酬等の額について同意しております。
 - 2. 当社と会計監査人との契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると 判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役 会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人東陽監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める金額としております。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため の体制

取締役及び社員等は、法令、定款及び「NJS倫理規程」、「NJS企業倫理行動指針」、「コンプライアンス規程」等の社内規程を順守する。

コンプライアンス室は、コンプラインアスに関する諸施策の立案・実施、教育 研修の企画・実施・指導等を行い、内部監査部は、全社のコンプライアンスの順 守状況を監査する。

「公益通報者保護規程」に基づき、コンプライアンス室に社内通報窓口を、顧問法律事務所に社外通報窓口を設置し内部統制の補完、強化を図る。

取締役及び社員等の法令・定款等違反行為については、「取締役会規程」及び「賞罰規程」等により厳正に処分する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し「文書管理規程」により保存し、取締役または監査役からの閲覧要請に備える。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「危機管理規程」により、想定されるリスクごとに担当取締役を定め、取締役である危機管理責任者が、危機の防止・排除及び不測の事態に対応できる体制を構築する。

内部監査部は、全社的リスク管理の状況をレビューし、その結果を社長及び監 査役に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「取締役会規程」、「役員規程」、「職制規程」及び取締役会で定める取締役分掌業務により、取締役と社員の職務の分掌と権限を定める。

(5) 会社ならびに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は当社を中心とする企業グループの経営を適正、円滑に行うために、グループ経営の基本方針を「NJSビジョン」に定め、以下の管理ルールに基づきグループ企業の情報を共有し、子会社の管理、指導、育成を行う。

子会社は、当社「関係会社管理規程」に基づき会社経営上の重要な事項及び重要な変更について当社に報告する。

各子会社の「公益通報者保護規程」に基づき国内子会社の社外公益通報窓口を当社コンプライアンス室に設置する。さらに、子会社「危機管理規程」に基づき、子会社の取締役及び社員等がリスクに関する情報を入手したときは、迅速に当該子会社の社長に伝達する。伝達を受けた子会社の社長は、その内容を当該子会社監査役及び当社に報告する。当社は、「危機管理規程」に基づき子会社のリスクに関する情報を監査役会に報告する。

子会社は、当社「関係会社管理規程」に基づき同規程の承認事項について、当 社取締役会の承認を取得する。

(6) 財務報告の適正性を確保するための体制

内部統制の充実は、業務の適正化・効率化等を通じて業績向上に寄与するものであり、適正な会計処理に基づく信頼性のある財務報告を行なうことは、当社に対する社会的な信用の維持・向上に資することから、代表取締役社長は、金融商品取引法に定める「財務報告に係る内部統制」について適切な体制を整備・維持し、常に適正な財務報告を行う。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使 用人に関する事項

監査役の職務を補助すべき社員 2 名以上を、監査役室兼務とし監査業務の補助 に当たらせる。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

補助者の人事異動については、監査役会の意見を尊重することとし、監査役から監査業務に必要な命令を受けた補助者は、その命令に関して取締役の指揮命令を受けないものとする。

補助者は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に 関する体制

取締役及び社員等は、監査役に対して法定事項に加え、当社企業集団に重大な 影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、「危機管理規程」に基づく危機の発生状 況・対策、「公益通報者保護規程」に基づく通報の調査結果を報告するとともに、 利益の無償供与に関する資料を提出する。

また、社員等は「コンプライアンス規程」に基づき、同規程に反する事実を知ったときは、直接監査役に通報できることとする。

子会社「危機管理規程」に基づき、子会社の取締役又は社員等がリスクに関する情報を入手したときは、迅速に当該子会社の社長に伝達する。伝達を受けた子会社の社長は、その内容を当該子会社監査役及び当社に報告する。当社は、「危機管理規程」に基づき子会社のリスクに関する情報を監査役会に報告する。

(10) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「公益通報者保護規程」に基づき、会社は、通報者が相談又は通報したことを理由として、通報者に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いも行わないこととする。さらに、会社は、通報者が相談又は通報したことを理由として、通報者の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を講じる。また、通報者に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者(通報者の上司、同僚等を含む。)がいた場合には、取締役会規程及び賞罰規程等により厳正に処分する。

(11) 会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその 他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事 項

当社は、監査役が通常の監査によって生ずる費用を請求した場合は、速やかに処理する。監査役は、通常の監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合は、担当役員に事前に通知するものとする。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、いつでも取締役及び社員等に対し事業の報告を求め、業務及び財産の状況を調査できる。内部監査及び監査法人による部所、子会社往査には必ず参加要請を行う。

また、監査役と代表取締役社長、関係取締役及び監査法人との意見交換会は、 定期的に開催する。

(13) 反社会的勢力への対応に関する事項

「反社会的勢力対応規程」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反 社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これらの反社会的勢力に対して は、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応 する。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役の職務執行

当事業年度において取締役会を15回開催し、法令や定款に定められた事項や経営方針、予算の策定等の経営に関する重要事項に関する審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

(2) 監査役の職務執行

当事業年度において監査役会を14回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、取締役会及び経営会議等の重要な会議への出席や稟議書等の重要書類の閲覧、代表取締役、関係取締役及び会計監査人との定期的な情報交換会の開催のほか、必要に応じて事業所や関係会社の往査に同行することにより、取締役の職務執行、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。

(3) 子会社における業務の適正の確保

「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営上及び業務上の重要事項については、当社の取締役会で承認しております。また、報告事項については、定期的に報告を受けております。

内部監査部は、子会社の監査を実施し、適切に指示及び指導等を行いました。

(4) コンプライアンス

全社員を対象としたコンプライアンス研修の定期的な開催等により、法令や社内規程等を順守するための取り組みを行いました。

当社コンプライアンス室にホットライン (通報窓口)を設置し、当社及び子会社の社員等が情報提供・相談できる体制を構築しています。また、ホットライン利用者 (通報者)が、不利益を被らないよう厳格な措置を講じることで、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

連結貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

資 産 (の部		負		債	(カ	部
科目	金 額		科		目		金	額
流 動 資 産	18,314,526	流	動	負	債			5,125,904
現金及び預金	11,968,203	業	務	未	払	金		594,827
完成業務未収入金	810,842	未	払	法	人税	等		287,989
未成業務支出金	4,725,407	未	成	業 務	受 入	金		2,309,590
 繰延税金資産	471,192	賞	与	引	当	金		397,299
そ の 他	402,364	受	注拍	員 失	引 当	金		263,360
		損 4	害 補	償 損	失引当	金		240,000
貸倒引当金	△63,484	そ		の		他		1,032,836
固定資産	4,438,281	固	定	負	債			1,426,921
有 形 固 定 資 産	2,539,677	長	期	未	払	金		19,140
建物及び構築物	1,138,023	退〕	職給	付に	係る負	債		1,244,979
車 両 運 搬 具	3,753	繰	延	., -	金 負	債		79
工具、器具及び備品	78,577	資	産	除	去 債	務		93,031
土地	1,319,323	そ		の		他		69,690
		負	債		合	計		6,552,825
無形固定資産	105,759		純	資		Ē	の	部
ソフトウェア	87,309	株	主	資	本			15,883,048
電話加入権	18,178	資		本		È		520,000
そ の 他	271	資	本	剰		È		300,120
投資その他の資産	1,792,844	利	益	剰		È		15,461,972
投資有価証券	818,757	自	=		株 <u>〒</u>	Ť		△399,044
長期預金	15,719				累計額			316,934
					平価差額:			358,446
操延税金資産	280,308				整累計額			△22,766
そ の 他	858,950				整勘只			△18,746
貸 倒 引 当 金	△180,890	純	資	産	合	計		16,199,983
資 産 合 計	22,752,808	負債	•	純資	産 合	計	:	22,752,808

⁽注) 金額単位は千円未満を切り捨てて記載しております。

連結損益計算書

(平成28年1月1日から) 平成28年12月31日まで)

		ž	科		目				金	額
売			上				高			16,402,166
売		1	:	原			価			11,797,183
	売		上	総		利		益		4,604,983
販	売	費及	とびー	- 般	管	理	費			3,830,546
	営		業		利	J		益		774,436
営		業	外		収		益			
	受		取		利			息	22,997	
	受		取	配		当		金	19,089	
	受		取	賃		貸		料	4,260	
	還		付	加		算		金	16,177	
	そ			の				他	36,158	98,682
営		業	外		費		用			
	為		替		差			損	18,593	
	支		払		利			息	1,023	
	貸		倒		損			失	11,791	
	賠			償				金	6,512	37,921
	経		常		利	J		益		835,197
特		別		利			益			
	投	資	有 価	証	券	売	却	益	66,858	
	そ		_	の				他	2,339	69,197
特		別		損			失			
	固	定		童 阴		売	却	損	3,077	
	損	害 補		失 引			繰入	額	250,786	
	関	係	会	社	整		理	損	11,157	265,021
	兑 氢		調整		当 其			益		639,373
	去 <i>人</i>		住民			び 事		税	495,482	
	去	人	税	等	調		整	額	△170,635	324,847
	当 	期		純		利		益		314,525
*	見会	社 株	主に帰	属す	る	当期	純利	益		314,525

⁽注) 金額単位は千円未満を切り捨てて記載しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成28年1月1日から) 平成28年12月31日まで)

				株	主	本	
	資	本	金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成28年1月1日残高		520,0	000	300,120	15,576,355	△399,044	15,997,431
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当					△428,908		△428,908
親会社株主に帰属する当期純利益					314,525		314,525
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)							_
連結会計年度中の変動額合計			_	_	△114,382		△114,382
平成28年12月31日残高		520,0	000	300,120	15,461,972	△399,044	15,883,048

	そ	の他の包括	舌利 益 累 計	額	
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	為 替 換 算調 整 勘 定	その他の包括利益 累計額合計	純資産合計
平成28年1月1日残高	430,824	14,208	△7,161	437,872	16,435,304
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△428,908
親会社株主に帰属する当期純利益					314,525
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△72,378	△36,974	△11,585	△120,938	△120,938
連結会計年度中の変動額合計	△72,378	△36,974	△11,585	△120,938	△235,320
平成28年12月31日残高	358,446	△22,766	△18,746	316,934	16,199,983

⁽注) 金額単位は千円未満を切り捨てて記載しております。

連結注記表

- 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
 - (1) 連結の範囲に関する事項
 - ① 連結子会社の状況
 - ・連結子会社の数

9 社

連結子会社の名称

(国内) 株式会社NIS・E&M

株式会社NJSコンサルタンツ 株式会社NJSデザインセンター オリオンプラントサービス株式会社

(海外) NIS CONSULTANTS, INC.

B&E ENGINEERS

NJS CONSULTANTS (OMAN) , L.L.C. CONSORCIO NJS-SOGREAH S.A. NJS ENGINEERS INDIA PVT. LTD.

(注)株式会社NISデザインセンターにつきましては現在清算中であります。

② 非連結子会社の状況

・非連結子会社の名称

NICCI TECHNOLOGY, INC.

・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益 及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を 及ばしていないためであります。

- (注) NICCI TECHNOLOGY, INC.につきましては現在清算中であります。
- (2) 持分法の適用に関する事項
 - ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数

0社

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

・会社等の名称 NICCI TECHNOLOGY, INC.

CEST, INC.

・持分法を適用しない理由

各社の当期純損益及び利益剰余金等からみて、持分法の対象 から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、か つ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除 外しております。

- (注) NICCI TECHNOLOGY, INC.につきましては現在清算中であります。
- (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、NJS ENGINEERS INDIA PVT.LTD. (3月31日) を除き、連結決算日と一致しております。なお、NJS ENGINEERS INDIA PVT.LTD.につきましては、連結決算日で本決算に準じた仮決算を実施した上で連結しております。

- (4) 会計方針に関する事項
 - ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - イ. 有価証券
 - (イ) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(ロ) その他有価証券

・時価のあるもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は 全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によ り算定)

・時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

·未成業務支出金

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物

4年~50年

車両運搬具

3年~6年

工具、器具及び備品

2年~23年

ロ. 無形固定資産(リース資産を除く)

・自社利用のソフトウェア

社内における見込利用可能期間 (5年) に基づく定額法

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によ

っております。

二. 長期前払費用

定額法

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については 貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個 別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しておりま す。

口. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額基準による

当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ. 受注損失引当金

受注業務における将来の損失に備えるため、将来の損失が見 込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積り可能な受注業務 に係る損失について、損失発生見込額を計上しております。

二. 損害補償損失引当金

将来の損害補償の履行に伴い発生するおそれのある損失に備

えるため、損失の見込額を計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

ロ. 連結納税制度の適用

方法

ハ. 退職給付に係る会計処理の 従業

連結納税制度を適用しております。
従業員の退職給付に備えるため、当

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における 退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しておりま す。なお、数理計算上の差異は、発生年度の翌期において全 額一括処理しております。また、退職給付水準の改定に伴う 過去勤務債務(債務の減額)については、発生年度の従業員 の平均残存勤務期間(15.0年)で定額法により処理しており ます。

なお、当社及び連結子会社である株式会社NJSコンサルタンツの執行役員に対する退職慰労引当金を含んでおります。執行役員部分については、執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給見込額を計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

会計基準等の名称および会計方針の変更の内容

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号平成25年9月13日)等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度より適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。これによる当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(未適用の会計基準等)

・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月 28日)

1. 概要

繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いについて、監査委員会報告第66号「繰延税金資産の 回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」の枠組み、すなわち企業を5つに分類し、当該分類 に応じて繰延税金資産の計上額を見積る枠組みを基本的に踏襲した上で、以下の取扱いについて 必要な見直しが行われております。

- ① (分類1) から(分類5) に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い
- ② (分類2) および (分類3) に係る分類の要件
- ③ (分類 2) に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱 い
- ④ (分類3) に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能 期間に関する取扱い
- ⑤ (分類4) に係る分類の要件を満たす企業が(分類2) 又は(分類3) に該当する場合の取扱い
- 2. 適用予定日

平成29年12月期の期首より適用予定です。

3. 当会計基準等の適用による影響 影響額は、当連結計算書類の作成時において評価中であります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産

担保に供している資産は次のとおりであります。

投資有価証券 長期預金 500千円

15,719千円

上記資産は、業務の履行を保証するために担保に供しているものであります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

1.430.315千円

(3) 偶発債務

(訴訟関係)

当社の連結子会社である、在コスタリカ国の現地法人CONSORCIO NJS-SOGREAH S.A. は、社外委託先の現地測量業者より、未払委託料及び精神的被害等に係る損害賠償の合計1,322 千USドル(約154,000千円)の支払いを求める訴訟を、コスタリカ国サンホセ地方裁判所に提起されております。

原告の測量業者は測量業の営業許可を有していないことを隠蔽したうえで業務を請け負っており、当方といたしましては委託契約の無効を主張し係争中であります。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

7	株	式の) 種	類	当期			計年式	度数	連 結 加						当週の	基結会 株	計年月	度末 数
普	ż	通	株	式		10	,048	3,00	0株			_			_		10,0	48,00	0株

(2) 自己株式の数に関する事項

	株式の種類 当連結会計年度 期 首 株 式 数 増 加 株 式		度数	当減	連 結 少	吉会 株	計年式	度数	当連の	結会株	計年月	度末 数											
音	至	通	株	式			300),07	8株					_					_		3	00,07	8株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
平成28年3月30日 定時株主総会	普通株式	214,454千円	22円	平成27年 12月31日	平成28年 3月31日
平成28年8月10日 取 締 役 会	普通株式	214,454千円	22円	平成28年 6月30日	平成28年 9月12日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの上記の事項については、次のとおり付議する予定であります。

決	議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配 当 額	基準日	効力発生日
平成29年 定 時 株		普通株式	214,454千円	利益剰余金	22円	平成28年 12月31日	平成29年 3月27日

5. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については資金運用規程に基づき安全性の高い金融資産で運用しております。また、資金調達は全て自己資金で賄っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である完成業務未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、回収状況を定期的にモニタリングし管理をしております。また、回収遅延債権については、毎月、取締役会に報告され、個別に把握及び対応を行う体制としております。

投資有価証券は株式及び債券であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に 時価を把握し、その内容が取締役会に報告されております。

長期預金は為替連動型変動金利のため、利率低下リスクに晒されておりますが、元本割れのリスクは有しておりません。

営業債務である業務未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計 上 額(※) (千円)	時価 (※) (千円)	差 額 (千円)
① 現金及び預金	11,968,203	11,968,203	_
② 完成業務未収入金	810,842		
貸倒引当金	△63,484		
	747,358	747,358	_
③ 投資有価証券			
その他有価証券	801,602	801,602	_
④ 長期預金	15,719	15,719	_
⑤ 業務未払金	(594,827)	(594,827)	_

^(※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

- (注) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項は、次のとおりです。
 - ① 現金及び預金、並びに② 完成業務未収入金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価 額によっております。
 - ③ 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

- ④ 長期預金 時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- ⑤ 業務未払金 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分			分		連結貸借対照表計上額 (千円)
非	非 上 場 株 式		式	10,800	
関	係 会 社		株	式	6,354

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、 「③ 投資有価証券」には含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、愛知県名古屋市において賃貸用の共同住宅(土地を含む)及び東京都新宿区において賃貸用のオフィスビル(土地を含む)を有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は67,481千円(賃貸収益は売上高、賃貸費用は売上原価に計上)であります。

なお、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額		 当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高 (千円)	当連結会計年度増減額 (千円)	当連結会計年度末残高 (千円)	(千円)
2,108,012	△44,084	2,063,928	2,535,000

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額であります。
 - 2. 当連結会計年度増減額の、主な減少は減価償却であります。
 - 3. 当連結会計年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による「不動産調査報告書」に基づく金額であります。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

1.661円89銭

(2) 1株当たり当期純利益

32円27銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年2月27日

株式会社NJS 取締役会 御中

東陽監査法人

定社員 公認会計士 小 林 伸 行 (EII) 業務執行社員 定社 公認会計士 浅 Ш 英 夫 (印) 業務執行社員 定 社 員 公認会計士 片 太 郎 桐 (EII) 業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社NJSの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社NJS及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が遺正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、 損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連 結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたし ました。

- 2. 監査の結果
 - (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているもの と認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行については、指摘すべき事項は認められません。
 - (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
 - 会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
 - (3) 連結計算書類の監査結果
 - 会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年3月2日

株式会社NIS 監査役会 常勤監査役 安 \blacksquare 伸 (印) 博 印 社外監査役 坂 村 曹 社外監査役 П 晢 樹 (印)

貸借 対照表

(平成28年12月31日現在)

資 産	の	部		負	債	i (D	部 中四・1117
科目		金 額		科		I	金	額
流動資	Ě	13,840,878	流	動	負	債		2,386,829
預	金	11,218,091	業	務	未	払 金		334,557
	_		リ	_	ス	債 務		2,233
完成業務未収	入金	308,950	未		払	金		257,506
未成業務支	出 金	1,988,905	未	払				129,996
前 払 費	用	49,358	未		法人	税 等		278,884
			未		消費	税等		96,339
操 延 税 金 資	産	231,547	未	成 業				451,219
そ の	他	44,024	預	777	b i	金		230,188
固定資源	=	5,879,007	前	受				2,296
			賞	与 注 損		当 金 当 金		338,805
有 形 固 定 資	産	2,518,827			貫損失			14,360 240,000
建	物	1,136,966	そ	iii iiii ii	見扱入	11 三 並		10,439
構築	物	220	固	定	負	債		1,221,094
			長	期リ				1,860
工具、器具及び	備品	62,316	長	期	未	払 金		10,094
土	地	1,319,323	退	職給	计 引	当 金		1,048,278
無形固定資	産	99,352	長	期預	り保	証金		67,830
			資	産	除去	債 務		93,031
ソフトウ:	こ ア	82,082	負	債	合	計		3,607,924
電話加入	権	16,998		純	資	産	の	部
そ の	他	271	株	主	資	本	1	5,754,128
			資	_	本	金		520,000
投資その他の資	産	3,260,828	資	_ 本	剰 余			300,120
投資有価調	E 券	112,591	利	資本 益		備 金 金	1	300,120 5,333,052
関係会社	朱式	1,270,286		量 钉益		並 備 金	'	38,500
					· 平 也利益:			15,294,552
関係会社長期貸	付金	1,266,150			途積	立 金		13,170,000
長期前払	費 用	5,544			远 值 :利益			2,124,552
繰延税金〕	章 産		自	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	株	式		△399,044
		233,522	評価	_	算差額			357,833
敷金及び保	証 金	412,732			証券評価			357,833
 貸 倒 引 当	金	△40,000	純	資		<u> </u>	1	6,111,961
資 産 合	計	19,719,885	負債	•	沌 資 産	合計	1	9,719,885

⁽注) 金額単位は千円未満を切り捨てて記載しております。

損益計算書

(平成28年1月1日から) 平成28年12月31日まで)

科目		金	額
売 上	高		11,237,847
売 上 原	価		7,107,008
売 上 総 利	益		4,130,839
販売費及び一般管理	費		2,968,854
営 業 利	益		1,161,985
営 業 外 収	益		
受 取 利	息	24,060	
受 取 配 当	金	19,053	
受 取 賃 貸	料	4,332	
その	他	13,727	61,173
営 業 外 費	用		
貸 倒 引 当 金 繰	入 額	10,000	
賠償	金	6,512	16,512
経 常 利	益		1,206,645
特 別 利	益		
投 資 有 価 証 券 売	却 益	66,858	66,858
特 別 損	失		
固 定 資 産 除	却 損	1,018	
損害補償損失引当金	繰入額	250,786	251,804
税引前当期純	利 益		1,021,699
法人税、住民税及び	事 業 税	449,835	
法 人 税 等 調	整 額	△52,103	397,732
当 期 純 利	益		623,967

⁽注) 金額単位は千円未満を切り捨てて記載しております。

株主資本等変動計算書

(平成28年1月1日から) 平成28年12月31日まで)

			株	主	資	本		
		資本剰余金		引 益 乗	射 余 会	È		
	資 本 金			その他利	益剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	利益準備金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金	合 計		п п
平成28年1月1日残高	520,000	300,120	38,500	13,170,000	1,929,493	15,137,993	△399,044	15,559,069
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△428,908	△428,908		△428,908
当期純利益					623,967	623,967		623,967
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額 (純額)								_
事業年度中の変動額合計	_			_	195,058	195,058	_	195,058
平成28年12月31日残高	520,000	300,120	38,500	13,170,000	2,124,552	15,333,052	△399,044	15,754,128

	評価・換算差額等	紨	咨	産	4	21-
	その他有価証券 評価差額金	nº L		/==.	Ц	пі
平成28年1月1日残高	430,179			15,9	989,	248
事業年度中の変動額						
剰余金の配当				\triangle	428,	908
当期純利益				(623,	967
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	△72,346			_	△72,	346
事業年度中の変動額合計	△72,346				122,	712
平成28年12月31日残高	357,833			16,	111,	961

⁽注) 金額単位は千円未満を切り捨てて記載しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券
 - 1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

2) その他有価証券

時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額金は 全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によ り算定)

・時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

· 未成業務支出金

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 構築物 4年~50年 10年~15年

工具、器具及び備品

2年~23年

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

自社利用のソフトウェア

社内における見込利用可能期間 (5年) に基づく定額法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によ

っております。

③ リース資産

定額法

④ 長期前払費用

(3) 引当金の計上基準 ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については 貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個 別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しておりま

す。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額基準による

当事業年度の負担額を計上しております。

③ 受注損失引当金

受注業務における将来の損失に備えるため、将来の損失が見 込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積り可能な受注業務 に係る損失について、損失発生見込額を計上しております。

④ 損害補償損失引当金

将来の損害補償の履行に伴い発生するおそれのある損失に備

えるため、損失の見込額を計上しております。

⑤ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における 退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しておりま す。なお、数理計算上の差異は、発生年度の翌期において全 額一括処理しております。また、退職給付水準の改定に伴う 過去勤務債務(債務の減額)については、発生年度の従業員 の平均残存勤務期間(15.0年)で定額法により処理しており ます。なお、執行役員に対する退職慰労引当金を含んでおり ます。執行役員部分については、執行役員の退職慰労金の支 給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給見込額を 計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっておりま

② 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

2. 計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計 基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわ たって適用しております。

なお、当事業年度において、計算書類に与える影響額はありません。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響額は軽微であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産

担保に供している資産は次のとおりであります。

投資有価証券

500千円

上記資産は、業務の履行を保証するために担保に供しているものであります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

1,362,986千円

(3) 保証債務

①下記の関係会社の金融機関に対する債務に対し、次のとおり債務保証をしております。

保証先

(株)NJSコンサルタンツ

極度額

3,332,000千円

摘要

銀行との間の取引で生じる債務の連帯保証

②関係会社オリオンプラントサービス㈱を被保証人として、事務所の賃借人としての賃料(現行月額637千円)の支払等一切の債務について、当該事務所賃貸人に対して連帯保証を行っております。

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権

22,940千円

② 長期金銭債権

1,266,150千円

③ 短期金銭債務

26,317千円

(5) 取締役、監査役に対する金銭債権及び金銭債務は次のとおりであります。

金銭債務

10,094千円

(注) 取締役及び監査役に対する金銭債務は、将来の退任時に支給する退職慰労金に係る債務であります。

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高

65,471千円

② 売上原価

208.322千円

③ 営業取引以外の取引高

27,645千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株	式の	り種	類	当事株	業年度 式	期首数	当事株	業年度 式	増加数	当事株	業年度 式	減少数	当事株	業年度 式	末の数
普	通	株	式		300,0	78株			_			_		300,0	78株

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の主な発生原因別内訳

(流動資産)

繰延税金資産

裸型忧並貝性	
賞与引当金	104,555千円
受注損失引当金	4,431千円
損害補償損失引当金	74,064千円
未払社会保険料	15,203千円
未払事業税	14,933千円
その他	18,359千円
繰延税金資産合計	231,547千円
(固定資産)	
繰延税金資産	
退職給付引当金	320,982千円
投資有価証券評価損	23,556千円
固定資産評価損	126,696千円
資産除去債務	28,486千円
減価償却費	53,418千円
フリーレント	24,369千円
その他	21,060千円
繰延税金資産小計	598,570千円
評価性引当額	△197,237千円
繰延税金資産合計	401,332千円
繰延税金負債	
資産除去債務に係る除去費用	17,853千円
その他有価証券評価差額金	149,955千円
繰延税金負債合計	167,809千円
繰延税金資産の純額	233,522千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に、また、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」が平成28年11月18日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成29年1月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の33.06%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成29年1月1日から平成30年12月31日までのものは30.86%、平成31年1月1日以降のものについては30.62%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が28,993千円、当事業年度に計上された法人税等調整額が37,024百万円それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金が8,031千円増加しております。

7. 退職給付会計に関する注記

(1) 当社の採用する退職給付制度

当社は、確定給付型の制度として規約型企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。なお、当社の適格退職年金制度は平成23年9月1日付をもって規約型企業年金制度に移行しております。

(2) 退職給付債務及びその内訳

(2))		
1	退職給付債務	△2,450,360千円
2	年金資産	1,369,268千円
3	未積立退職給付債務 ①+②	△1,081,092千円
4	未認識数理計算上の差異	33,071千円
(5)	未認識過去勤務債務 (債務の減額)	△257千円
6	退職給付引当金 ③+④+⑤	△1,048,278千円
(3) 爿	退職給付費用の内訳	
1	勤務費用	142,442千円
2	利息費用	11,057千円
3	期待運用収益	_
4	過去勤務債務の収益処理額	△41,628千円
(5)	数理計算上の差異の費用処理額	20,910千円
6	当期退職給付費用 ①+②+③+④+⑤	132,781千円
(4) 认	退職給付債務等の計算基礎	
1	割引率	0.36%
2	長期期待運用収益率	0.00%
3	退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
4	過去勤務債務の処理年数	15.0年
(5)	数理計算上の差異の処理年数	発生年度の翌期に一括して処理

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	議決権等 の 所 有 (被所有) 割 合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子会社	㈱NJSコンサルタンツ	所有 直接100%	資金の援助 業務受託先 役員の兼任	資金の返済	100,000	長期貸付金	1,150,000
				業務の受託	34,321	完成業務未収入金	13,950
				利息の受取	3,747	その他の	
				事務手数料の受取	4,980	流動資産	_

上記金額のうち、取引金額には消費税等を含んでおらず、期末残高には消費税等を含んでおります。

取引条件及び取引条件の決定方針等については、一般取引条件と同様に決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

1,652円86銭

(2) 1株当たり当期純利益

64円01銭

10. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年2月27日

株式会社NJS 取締役会 御中

東陽監査法人

定 社 公認会計士 //\ 林 伸 行 (印) 業務執行社員 定 社 公認会計士 浅 Ш 英 夫 (EII) 業務執行社員 定 社 公認会計士 片 桐 太 郎 (EII) 業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社NJSの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその 附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と 認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附 属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定 し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

第67期の期末配当につきましては、株主様に対して業績に対応した配当を継続的に行い、長期的に安定した利益還元を行う当社の基本方針に基づき、次のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類 金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社は平成28年9月3日をもって、創立65周年を迎えました。これもひとえに、株主の皆様をはじめ、これまでお力添えをいただきました関係者の皆様からの温かいご支援、ご協力の賜物であり、心より感謝申し上げます。

当期の期末配当につきましては、株主の皆様に感謝の意を表し、当社普通株式 1 株につき普通配当20円に創立65周年記念配当2円を加えた22円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は214,454,284円となります。

これにより、中間配当を含めた通期の配当金は、1株につき金44円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日 平成29年3月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役1名選任の件

取締役 光永 功氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任により退任されますので、経営体制の拡充とコーポレートガバナンス強化のため、取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況			有す	る当	á社
(生年月日)				株	式	数
谷 声 善 彦 (昭和27年1月6日)	平成15年8月平成20年7月	建設省入省 国土交通省都市・地域整備局下水 道部長 日本下水道事業団理事 日本下水道事業団理事長 当社顧問(現任)				1

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 谷戸 善彦氏を取締役候補者とした理由は、建設省(現国土交通省)に入省以来一貫して下水道行政に携わり、我が国の下水道行政を牽引してこられ、また、国土交通省退官後は、日本下水道事業団理事、理事長として団体経営に手腕を発揮してこられました。豊富な行政経験や経営者としての経営経験及び見識を有しておられ、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくものと判断し、取締役候補者といたしました。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役 坂村 博氏及び監査役 豊口 直樹氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼り	職の状況 所有する当社 の 株 式 数
1	隻 简 협 樹 (昭和26年8月9日)	昭和49年4月 日本ヒューム管(ム(株)) 入社 平成19年6月 同社取締役 平成23年6月 同社常務取締役 平成24年6月 日本ヒュームエン 代表取締役社長 平成25年3月 当社社外監査役 平成26年6月 日本ヒュームエン 取締役会長 平成27年6月 日本ヒューム(株) 任)	ンジニアリング(株) - (現任) ンジニアリング(株)
* 2	※ 精 渕 智 之 (昭和39年11月6日)	平成 4 年 2 月 日本ヒューム管係 ム(株) 入社 平成 23 年 4 月 同社経営企画部 音 平成 25 年 6 月 旭コンクリートコ 平成 26 年 6 月 日本ヒューム(株) 平成 27 年 6 月 旭コンクリートコ	邓長

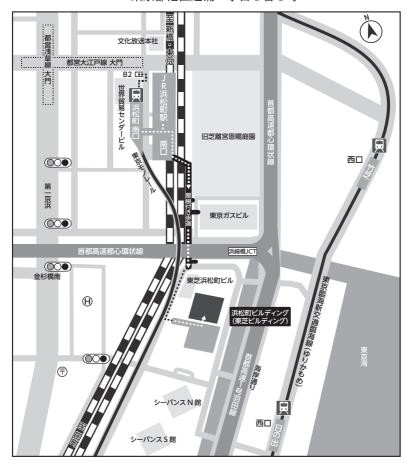
※は新任監査役候補者であります。

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 豊口 直樹氏及び増渕 智之氏は、社外監査役候補者であります。
 - 3. 豊口 直樹氏及び増渕 智之氏を社外監査役候補者とした理由は、両氏ともに上場企業の 取締役として会社の業務執行に精通し、豊富な経験や実績、幅広い見識を有しておられ、 社外監査役に適任であると判断したためであります。
 - 4. 豊口 直樹氏の社外監査役としての在任年数は、本総会終結の時をもって4年であります。
 - 5. 当社は豊口 直樹氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の 責任限定契約を締結しております。同氏の重任が承認された場合、当社は当該契約を継続 する予定であります。
 - 6. 増渕 智之氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定 により、同法第423条第1項の責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく 賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

以上

株主総会会場ご案内図

会場: 浜松町ビルディング14階 当社会議室 東京都港区芝浦一丁目1番1号



交通のご案内

- ○JR山手線・京浜東北線/モノレール「浜松町駅」南口徒歩7分
- ○都営大江戸線/浅草線「大門駅」B2出口徒歩12分
- ○ゆりかもめ「日の出駅」西口徒歩10分





